

令和3年度

第1回

西都市水道事業料金審議会及び
西都市下水道事業等運営審議会

参考資料

令和3年6月8日(火)

第1-2議会委員会室

目 次

◆ 西都市水道事業料金審議会条例	1
◆ 西都市下水道事業等運営審議会条例	3
◆ 西都市下水道事業等運営審議会規程	6
◆ 西都市水道事業給水条例	8
◆ 西都市簡易水道給水条例	25
◆ 西都市下水道条例	43
◆ 西都市農業排水処理施設の設置及び管理に関する条例	59

○西都市水道事業料金審議会条例

昭和51年7月1日

西都市条例第19号

改正 平成18年3月23日条例第6号

(設置及び所掌事項)

第1条 市長の諮問に応じ、本市の水道料金の額について審議するため、西都市水道事業料金審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 市長は、水道事業料金の額を改定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、その委員は、西都市内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問にかかわる審議が終了したときは、解任されたものとみなす。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に行われる審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、上下水道課において処理する。

(一部改正〔平成18年条例6号〕)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○西都市下水道事業等運営審議会条例

昭和62年10月1日

西都市条例第25号

改正 平成7年3月27日条例第4号

(題名改称)

平成14年3月29日条例第20号

平成15年3月28日条例第6号

平成18年3月23日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、西都市下水道事業等運営審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成7年条例4号〕)

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、次の事項に関し必要な調査及び審議を行い、下水道事業等の円滑な推進を図るため、西都市下水道事業等運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 下水道事業受益者負担金等に関すること。
- (2) 下水道使用料等に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(一部改正〔平成7年条例4号〕)

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 受益者を代表する者

(一部改正〔平成14年条例20号〕)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道課において処理する。

(一部改正〔平成15年条例6号・18年6号〕)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(西都市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 西都市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年西都市条例第18号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成7年3月27日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日条例第20号)

この条例は、平成14年4月27日から施行する。(後略)

附 則 (平成15年3月28日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○西都市下水道事業等運営審議会規程

平成31年4月1日

企管規程第5号

(趣旨)

第1条 西都市下水道事業等運営審議会の会議は、西都市下水道事業等運営審議会条例(昭和62年西都市条例第25号)に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(通知)

第2条 審議会の会議は、会長が会議開催の場所、期日及び付議すべき事項を会議を開く3日前までに委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

(審議会の議決)

第3条 会長は、委員として審議会の議決に加わることができない。

(委員の議席)

第4条 委員の議席は、委員任命後の最初の会議の会期の初めに会長がこれを決める。

(開会及び閉会)

第5条 開会及び閉会は、会長が行う。

(発言の許可)

第6条 委員は、議案について発言をしようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

(会議録)

第7条 会長は、上下水道課職員をして会議録を作成し、次に掲げる事項を記載させるものとする。

- (1) 開会及び閉会に関すること。
- (2) 出席し、又は欠席した委員の氏名
- (3) 議題及び議事の概要
- (4) 会議に参加した者の氏名
- (5) 動議及び動議を提出した者の氏名
- (6) 質問又は討論した者の氏名及びその要旨
- (7) 議決事項
- (8) その他必要と認める事項

2 会議録は、会長及び委員のうちから2人が署名しなければならない。

(委員の辞職)

第8条 委員が辞職しようとするときは、下水道事業の管理者の権限を行う市長に申し出なければならない。

(その他)

第9条 会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

○西都市水道事業給水条例

昭和48年12月27日

西都市条例第40号

改正 昭和52年4月1日条例第21号
昭和59年3月30日条例第18号
平成元年3月31日条例第11号
平成4年3月26日条例第18号
平成5年12月22日条例第27号
平成7年12月26日条例第29号
平成9年3月31日条例第1号
平成9年12月24日条例第35号
平成10年3月31日条例第12号
平成12年3月31日条例第6号
平成12年12月22日条例第36号
平成15年3月28日条例第16号
平成19年3月23日条例第14号
平成26年3月20日条例第4号
平成28年3月18日条例第15号
平成30年12月20日条例第30号
令和元年12月19日条例第38号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第12条）
- 第3章 給水（第13条—第22条）
- 第4章 料金、手数料及び加入金（第23条—第32条）
- 第5章 管理（第33条—第37条）
- 第6章 貯水槽水道（第38条・第39条）
- 第7章 補則（第40条）

附則

- 第1章 総則
(条例の目的)

第1条 この条例は、西都市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置の定義)

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(給水装置の種類)

第3条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(一部改正〔平成9年条例35号〕)

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第4条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 配水管の布設をしていない区域に新設工事をしようとする申込みが行われたときは、これを受け付けられないことができる。

(全部改正〔昭和52年条例21号〕、一部改正〔平成9年条例35号・12年36号・30年30号〕)

(工事の費用負担)

第5条 給水装置の工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたものについては、市がその費用の全部又は一部を負担する。

(一部改正〔平成7年条例29号・9年35号・30年30号〕)

(工事の施行)

第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指

定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により、管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(全部改正〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(給水管及び給水用具の指定)

第6条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(追加〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(工事費の算出方法)

第7条 管理者が施行する給水装置の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
 - (2) 運搬費
 - (3) 労力費
 - (4) 道路復旧費
 - (5) 工事監督費
 - (6) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
 - 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(一部改正〔平成9年条例35号・30年30号〕)

(工事費の予納)

第8条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費

の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事竣工後に精算する。

(全部改正〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(工事費の分納)

第9条 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するものに限り、管理者が必要と認めたときは、6か月以内において分納することができる。

2 前項に定める分納の場合は、工事費にその1,000分の40以内の金額を加算して徴収する。

3 工事費の分納に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(一部改正〔平成9年条例35号・30年30号〕)

(給水装置所有権の移転時期)

第10条 管理者が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事費が完納になった時とし、その管理は当該工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(全部改正〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(工事費の未納の場合の措置)

第11条 管理者が施行した給水装置の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、当該給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(全部改正〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(給水装置の変更等の工事)

第12条 管理者は、配水管の移設その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の使用者、管理人及び所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要する費用は、市の負担とする。

(一部改正〔平成9年条例35号・30年30号〕)

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止等のため損害を生ずることがあっても、市は、その責を負わない。

(一部改正〔平成9年条例35号〕)

(給水契約の申込)

第14条 給水装置を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(一部改正〔平成9年条例35号・30年30号〕)

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(管理人の選定)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(一部改正〔平成9年条例35号・30年30号〕)

(水道メーターの設置)

第17条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、市長が定める。

(全部改正〔平成9年条例35号〕)

(メーターの貸与)

第18条 メーターは、管理者が設置して給水装置の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又は損傷した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

(一部改正〔平成9年条例35号・30年30号〕)

(給水装置の使用中止、変更等の届出)

第19条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を中止又は廃止するとき。
- (2) 給水装置の用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道使用者等の氏名、住所に変更があったとき。ただし、給水装置の使用者に変更があった場合は、第14条の規定によるものとする。
- (2) 消防用として使用したとき。

(一部改正〔平成9年条例35号・30年30号〕)

(私設消火栓の使用)

第20条 私設消火栓は、消防又はその演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会を要する。

(一部改正〔平成9年条例35号・30年30号〕)

(水道使用者等の管理上の責任)

第21条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(一部改正〔平成9年条例35号・30年30号〕)

(給水装置及び水質の検査)

第22条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要するときは、その実費額を徴収する。

(一部改正〔平成9年条例35号・30年30号〕)

第4章 料金、手数料及び加入金

(一部改正〔昭和59年条例18号〕)

(料金の支払義務)

第23条 水道使用料及びメーター使用料(以下「料金」という。)は、給水装置の使用者又は管理人から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(一部改正〔平成9年条例35号〕)

(料金)

第24条 料金は、別表第1に掲げる用途及び口径の区分に従い、基本料金及び超過料金並びにメーター使用料の合計額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づき税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づき税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を加えて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(全部改正〔平成7年条例29号〕、一部改正〔平成9年条例1号・26年4号〕)

(料金の算定)

第25条 料金は、隔月の定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。)にメーターの検針を行い、その使用水量を均分し、定例日の属する月(以下この条において「定例月」という。)の前月分及び定例月分の使用水量として算定する。ただし、やむを得ない事由があるときは、管理者は、これを変更することができる。

2 前項本文の場合において、定例月の前月分の使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、定例月分の使用水量にその端数を加える。

(一部改正〔平成9年条例35号・19年14号・30年30号〕)

(使用水量及び用途の認定)

第26条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。
- (3) 用途その他算定基準の届出が事実と相違するとき。
- (4) その他使用水量が不明のとき。

2 共用給水装置の使用水量は、各世帯均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めるときは、各世帯の使用水量を認定することができる。

(一部改正〔平成9年条例35号・30年30号〕)

(特別な場合における料金の算定)

第27条 月の中途において給水装置の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金については、管理者が定めるところにより算定する。

2 月の中途において用途又はメーターの口径に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

3 給水を制限又は停止することがあっても料金は減免しない。ただし、第34条の規定による給水の停止を除き、停止が連続して5日以上に及び使用者から減免の請求があったとき、又は管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔昭和59年条例18号・平成9年35号・19年14号・30年30号〕)

(管破損に伴う修理費等の負担)

第27条の2 市が維持管理する配水管又は給水管を破損し漏水を発生させた者は、修理費及び認定水量に応じた料金を負担しなければならない。

(追加〔平成7年条例29号〕)

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第28条 工事その他の理由により、一時的に給水装置を使用する者は、給水契約の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、給水装置の使用をやめたとき、清算する。

(一部改正〔平成9年条例35号・30年30号〕)

(料金の徴収方法)

第29条 料金は、口座振替又は払込の方法により毎月徴収する。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 給水装置の使用を中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止したときは、水道使用者等はその都度料金を精算しなければならない。

3 管理者は、料金の徴収後その額に増減を生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。この場合、これらの料金を翌月又は翌月以降の料金で清算することができる。

(一部改正〔平成9年条例35号・30年30号〕)

(手数料)

第30条 手数料は、別表第2に定めるとおりとし、申込者からこれを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 特別の費用を要するときは、その実費を加算する。
- 3 前2項の手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

(一部改正〔昭和52年条例21号・平成9年35号・28年15号・30年30号〕)

(加入金)

第31条 給水装置(私設消火栓及び臨時用を除く。)の新設又は増径工事の申込者は、別表第3に定める口径に応じた額に消費税等相当額を加えて得た額の水道加入金(以下「加入金」という。)を、管理者が定める日までに納入しなければならない。

- 2 前項に定める給水装置の増径工事に係る加入金の額は、新口径に応ずる加入金の額と旧口径に応ずる加入金の額の差額とする。
- 3 前2項の加入金は、特別の理由がない限り還付しない。

(全部改正〔平成7年条例29号〕、一部改正〔平成9年条例1号・26年4号・28年15号・30年30号〕)

(料金等の軽減又は免除)

第32条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、料金、手数料、加入金及び修理費その他の費用を軽減又は免除することができる。

(一部改正〔昭和59年条例18号・平成7年29号・30年30号〕)

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第33条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(全部改正〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第33条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第386号)第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給

水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(追加〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成12年条例36号・30年30号〕)

(給水の停止)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等が、第7条の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金又は第30条の手数料を指定納期限内に納入しないとき。
- (2) 水道使用者等が、正当な理由がなくて、第25条の検針又は第33条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(一部改正〔昭和59年条例18号・平成9年35号・30年30号〕)

(過料)

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、1万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第4条第1項の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第17条第2項のメーターの設置、第25条の検針、第33条の検査又は前条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第24条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(一部改正〔昭和59年条例18号・平成9年35号・12年36号〕)

(料金を免れた者に対する過料)

第36条 市長は、詐欺その他不正の行為によって料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(一部改正〔昭和59年条例18号・平成9年35号・12年6号〕)

(給水装置の切離し)

第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認め

るときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(一部改正〔昭和59年条例18号・平成9年35号・30年30号〕)

第6章 貯水槽水道

(追加〔平成15年条例16号〕)

(市の責務)

第38条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(追加〔平成15年条例16号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(設置者の責務)

第39条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(追加〔平成15年条例16号〕)

第7章 補則

(一部改正〔平成15年条例16号〕)

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(一部改正〔昭和59年条例18号・平成15年16号・30年30号〕)

附 則

この条例は、昭和49年1月10日から施行する。

附 則(昭和52年4月1日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の条例による給水装置工事に関する規定は、昭和52年4月1日以降の申込みをした者に係る工事から適用し、同日前までに申込みをした者に係る工事については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の条例別表第1の規定は、昭和52年7月に算定する料金から適用し、昭和52年6月までに算定する料金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年3月30日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年5月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の西都市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第31条本文の規定は、昭和59年4月30日までに給水装置の新設又は増径工事について市長の承認を得たものであって、昭和59年6月30日までに当該工事を完了するものについては、適用しない。
- 3 施行日前までにこの条例による改正前の西都市水道事業給水条例の規定に基づき給水装置を設置した者及び前項の規定による者に係る新条例第31条ただし書の規定の適用については、当該給水装置の設置の際、口径に対応する新設工事の加入金を徴収したものとみなして算定する。

附 則 (平成元年3月31日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西都市水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確保されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年3月26日条例第18号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年12月22日条例第27号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年12月26日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の西都市水道事業給水条例別表第1及び改正後の西都市簡易水道給水条例別表第1の規定は、施行日以降の検針に係る平成8年4月に調定される料金から適用し、同年3月までに調定される料金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日条例第1号）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行し、次項に定めるものを除き、同日前の使用及び占用の許可に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。

2 第2条の改正規定は、改正後の西都市簡易水道給水条例第25条、改正後の西都市水道事業給水条例第24条及び改正後の西都市下水道条例第17条第2項の規定にかかわらず、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月24日条例第35号）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際、改正前の西都市簡易水道給水条例及び西都市水道事業給水条例によってなされた申込み、届出、その他の手続及び承認、審査、検査、工事その他の処分は、それぞれ改正後の西都市簡易水道給水条例及び西都市水道事業給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成10年3月31日条例第12号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、第3条、第6条、第8条、第11条、第31条及び第35条の改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月22日条例第36号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月28日条例第16号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第14号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の西都市水道事業給水条例の規定は、平成19年7月以後分の料金及び施行日以後に給水装置の使用をやめたときの料金の算定について適用し、平成19年6月以前分の料金及び施行日前に給水装置の使用をやめたときの料金の算定については、なお従前の例による。ただし、施行日以後最初に到来する定例日の属する月が平成19年7月である場合における当該月分の料金の算定については、平成19年6月の定例日から同年7月の定例日までの使用水量を当該月分の使用水量として算定する。

附 則（平成26年3月20日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前から継続して供給している水道若しくは簡易水道又は下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金又は使用料（以下「料金等」という。）の支払を受ける権利が確定するものに係る料金等(施行日以後初めて料金等の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道、簡易水道又は下水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金等を前回確定日（その直前の料金等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金等の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、第2条（第25条ただし書の改正規定に限る。）、第5条（第24条ただし書の改正規定に限る。）及び第17条（第17条第2項ただし書の改正規定に限る。）の規定による改正後の西都市簡易水道給水条例、西都市水道事業給水条例及び西都市下水道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成28年3月18日条例第15号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月20日条例第30号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月19日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第24条関係）

（一部改正〔昭和52年条例21号・平成7年29号〕）

1 水道使用料

種別	料率 用途	基本料金（1か月につき）		超過料金 （1立方メートルにつ き）
		水量	料金	
専用給水装置	一般用	10立方メートル	1,300円	140円
	公共用及び事 業所用	10立方メートル	1,400円	150円
	営業用	10立方メートル	1,400円	150円
	浴場営業用	100立方メートル	7,300円	140円
共用給水装置		世帯数×10立方メ ートル	1世帯当り 1,300円	140円
その他	私設消火栓演 習用	1栓につき（1回） 5分まで	1,400円	1分増すごとに 180円
臨時用		1立方メートル	150円	

備考

一般用 公共用及び事業所用・営業用・浴場営業用等に属しない一般家庭その他に使用するもの

公共用及び事業所用 官公署・学校その他公共的施設及び事業所等に使用するもの

営業用 料理飲食店・醸造業・洗たく業・旅館業・理容業・魚市場・娯楽場・工場・病院その他営業に使用するもの

浴場営業用 一般公衆浴場に使用するもの

臨時用 工事等のため臨時に使用するもの

2 メーター使用料（1か月につき）

口径	金額
13ミリメートル	40円
20ミリメートル	80円

25ミリメートル	90円
40ミリメートル	180円
50ミリメートル	800円
75ミリメートル	1,100円
100ミリメートル	1,300円

別表第2（第30条関係）

（全部改正〔平成28年条例15号〕、一部改正〔平成30年条例30号・38号〕）

手数料

区分		単位	金額	徴収の時期	
給水装置工事事業者指定手数料		1件につき	20,000円	申請のとき	
給水装置工事事業者指定更新手数料		1件につき	5,000円	申請のとき	
証明手数料		1件につき	300円	申請のとき	
設計 審査 手数料	新設 工事	メーター口径 20ミリメートル以下	1件につき	1,000円	管理者が指定する 日
		メーター口径 25ミリメートル以上40ミリメートル以下	1件につき	1,500円	
		メーター口径 50ミリメートル以上	1件につき	2,000円	
	改造 工事	メーター口径 20ミリメートル以下	1件につき	500円	
		メーター口径 25ミリメートル以上40ミリメートル以下	1件につき	750円	
		メーター口径 50ミリメートル以上	1件につき	1,000円	
工事 検査 手数料	新設 工事	メーター口径 20ミリメートル以下	1件につき	3,000円	管理者が指定する 日
		メーター口径 25ミリメートル以上40ミリメートル以下	1件につき	5,500円	

	下		
	メーター口径 50ミリメートル以上	1 件につき	8,000円
改造 工事	メーター口径 20ミリメートル以下	1 件につき	1,500円
	メーター口径 25ミリメートル以上40ミリメートル以下	1 件につき	2,750円
	メーター口径 50ミリメートル以上	1 件につき	4,000円

別表第3（第31条関係）

（追加〔昭和59年条例18号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕）

加入金

新設工事の加入金		
口径	金額	備考
13ミリメートル	30,000円	左記のほかは管理者が定める。
20ミリメートル	50,000円	
25ミリメートル	100,000円	
40ミリメートル	300,000円	
50ミリメートル	800,000円	
75ミリメートル	1,500,000円	
100ミリメートル	2,500,000円	

○西都市簡易水道給水条例

昭和34年 3 月25日

西都市条例第10号

改正 昭和35年 3 月28日条例第17号
昭和36年 7 月15日条例第36号
昭和37年 7 月13日条例第40号
昭和38年 6 月30日条例第39号
昭和42年 9 月30日条例第21号
昭和43年 6 月30日条例第18号
昭和44年 3 月28日条例第 7 号
昭和46年 6 月23日条例第28号
昭和51年12月27日条例第36号
昭和52年 4 月 1 日条例第18号
昭和52年 6 月29日条例第30号
昭和54年 3 月31日条例第10号
昭和56年 3 月30日条例第13号
昭和58年 6 月25日条例第14号
昭和58年12月26日条例第22号
昭和59年 7 月 5 日条例第26号
平成元年 3 月31日条例第10号
平成 5 年12月22日条例第27号
平成 7 年12月26日条例第29号
平成 9 年 3 月31日条例第 1 号
平成 9 年12月24日条例第35号
平成12年 3 月31日条例第 6 号
平成12年12月22日条例第36号
平成15年 3 月28日条例第16号
平成19年 3 月23日条例第11号
平成26年 3 月20日条例第 4 号
平成28年 3 月18日条例第15号
平成30年12月20日条例第30号

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第9条—第16条）
- 第3章 給水（第17条—第23条）
- 第4章 料金、手数料及び加入金（第24条—第34条）
- 第5章 管理（第35条—第40条）
- 第6章 貯水槽水道（第41条・第42条）
- 第7章 補則（第43条）

附則

第1章 総則

（条例の目的）

第1条 この条例は、西都市簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（一部改正〔平成9年条例35号〕）

（給水区域）

第2条 西都市簡易水道事業の給水区域は、水道事業（簡易水道事業を含む。）の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の定める行政区域内とする。

（全部改正〔昭和37年条例40号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕）

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（全部改正〔昭和58年条例22号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕）

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- （1）専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- （2）共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの
- （3）私設消火栓 消防用に使用するもの

（一部改正〔昭和58年条例22号・平成9年35号〕）

（給水装置の所有者の代理人）

第5条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認め

たときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(一部改正〔平成9年条例35号・30年30号〕)

(管理人の選定)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(全部改正〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(同居人等の行為に対する責任)

第7条 給水装置の使用人は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についてもこの条例に定める責任を負わなければならない。

第8条 削除

(削除〔平成9年条例35号〕)

第2章 給水装置の工事及び費用

第9条 削除

(削除〔平成9年条例35号〕)

(給水装置の新設等の申込み)

第10条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)

第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 配水管の布設をしていない区域に新設工事をしようとする申込みが行われたときは、これを受け付けないことができる。

(全部改正〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成12年条例36号・30年30号〕)

(工事の施行)

第11条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらか

じめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

- 3 第1項の規定により、管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（全部改正〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕）

（給水管及び給水用具の指定）

第12条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（全部改正〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕）

（工事の費用負担）

第13条 給水装置の工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたものについては、市がその費用の全部又は一部を負担する。

（一部改正〔平成7年条例29号・9年35号・30年30号〕）

（工事費の算出方法）

第14条 管理者が施行する給水装置の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(一部改正〔平成9年条例35号・30年30号〕)

(工事費の予納)

第15条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事竣工後に清算する。

(全部改正〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(工事費の分納)

第15条の2 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するもの限り、管理者が必要と認めたときは、6か月以内において分納することができる。

2 前項に定める分納の場合は、工事費にその1,000分の40以内の金額を加算して徴収する。

3 工事費の分納に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(追加〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(給水装置所有権の移転時期)

第15条の3 管理者が、給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事費が完納になった時とし、その管理は当該工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(追加〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(工事費の未納の場合の措置)

第15条の4 管理者が施行した給水装置の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、当該給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、市長が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、市長にその損害を賠償しなければならない。

(追加〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(給水装置の変更等の工事)

第16条 管理者は、配水管の移設その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の使用者、管理人及び所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要する費用は、市の負担とする。

(全部改正〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

第3章 給水

(給水の原則)

第17条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止等のため損害を生ずることがあっても、市は、その責を負わない。

(一部改正〔平成9年条例35号〕)

(給水契約の申込み)

第17条の2 給水装置を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(追加〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(水道メーターの設置)

第18条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(一部改正〔昭和59年条例26号・平成9年35号・30年30号〕)

(メーターの貸与)

第19条 メーターは、管理者が設置して、給水装置の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又は損傷した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

(一部改正〔平成9年条例35号・30年30号〕)

(給水装置の使用中止、変更等の届出)

第20条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置の使用を中止又は廃止するとき。

(2) 給水装置の用途を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、管理者に届け出な

ればならない。

(1) 水道使用者等の氏名、住所に変更があったとき。ただし、給水装置の使用者に変更があった場合は、第17条の2の規定によるものとする。

(2) 消防用として使用したとき。

(全部改正〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又はその演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会を要する。

(一部改正〔平成9年条例35号・30年30号〕)

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(追加〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(給水装置及び水質の検査)

第23条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要するときは、その実費額を徴収する。

(一部改正〔平成9年条例35号・30年30号〕)

第4章 料金、手数料及び加入金

(全部改正〔昭和56年条例13号〕)

(料金の支払義務)

第24条 水道使用料及びメーター使用料(以下「料金」という。)は、給水装置の使用者又は管理人から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(一部改正〔平成9年条例35号〕)

(料金)

第25条 料金は、別表第1に掲げる用途及び口径の区分に従い、基本料金及び超過料金並び

にメーター使用料の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を加えて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

（全部改正〔平成7年条例29号〕、一部改正〔平成9年条例1号・26年4号〕）

（料金の算定）

第26条 料金は、隔月の定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。）にメーターの検針を行い、その使用水量を均分し、定例日の属する月（以下この条において「定例月」という。）の前月分及び定例月分の使用水量として算定する。ただし、やむを得ない事由があるときは、管理者は、これを変更することができる。

2 前項本文の場合において、定例月の前月分の使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、定例月分の使用水量にその端数を加える。

（一部改正〔昭和58年条例22号・平成9年35号・19年11号・30年30号〕）

（使用水量及び用途の認定）

第27条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用水量及びその用途を認定する。

- （1）メーターに異常があったとき。
- （2）料率の異なる二種以上の用途に使用するとき。
- （3）用途その他算定基準の届出が事実と相違するとき。
- （4）その他使用水量が不明のとき。

2 共用給水装置の使用水量は、各世帯均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めるときは、各世帯の使用水量を認定することができる。

（一部改正〔平成9年条例35号・30年30号〕）

（特別な場合における料金の算定）

第28条 月の中途において給水装置の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金については、管理者が定めるところにより算定する。

2 月の中途において用途又はメーターの口径に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

3 給水を制限又は停止することがあっても料金は減免しない。ただし、第36条の規定による給水の停止を除き、停止が連続して5日以上に及び使用者からの減免の請求があったとき、又は管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(全部改正〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成19年条例11号・30年30号〕)

(管破損に伴う修理費等の負担)

第29条 市が維持管理する配水管又は給水管を破損し、漏水を発生させた者は、修理費及び認定水量に応じた料金を負担しなければならない。

(追加〔平成7年条例29号〕、一部改正〔平成9年条例35号〕)

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第30条 工事その他の理由により、一時的に給水装置を使用する者は、給水契約の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、給水装置の使用をやめたとき、清算する。

(全部改正〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(用途その他の認定)

第31条 用途その他算定基準の届出が事実と相違するときは、管理者がこれを認定する。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(料金の徴収方法)

第32条 料金は、口座振替又は払込の方法により毎月徴収する。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 給水装置の使用を中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止したときは、水道使用者等はその都度料金を清算しなければならない。

3 管理者は、料金の徴収後その額に増減を生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。この場合、これらの料金を翌月又は翌月以降の料金で清算することができる。

(全部改正〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(手数料)

第33条 手数料は、別表第2に定めるとおりとし、申込者からこれを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 特別の費用を要するときは、その実費を加算する。

3 前2項の手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

(全部改正〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成28年条例15号・30年30号〕)

(加入金)

第33条の2 給水装置(私設消火栓及び臨時用を除く。)の新設又は増径工事の申込者は、別表第3に定める口径に応じた額に消費税等相当額を加えて得た額の水道加入金(以下

「加入金」という。)を、管理者が定める日までに納入しなければならない。

2 前項に定める給水装置の増径工事に係る加入金の額は、新口径に応ずる加入金の額と旧口径に応ずる加入金の額の差額とする。

3 前2項の加入金は、特別の理由がない限り還付しない。

(全部改正〔平成7年条例29号〕、一部改正〔平成9年条例1号・26年4号・28年15号・30年30号〕)

(料金等の軽減又は免除)

第34条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、料金、手数料、加入金及び修理費その他の費用を軽減又は免除することができる。

(全部改正〔昭和56年条例13号〕、一部改正〔平成7年条例29号・30年30号〕)

第5章 管理

(一部改正〔平成9年条例35号〕)

(給水装置の検査等)

第35条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(全部改正〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(追加〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成12年条例36号・30年30号〕)

(給水の停止)

第36条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、水道の使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道使用者等が、第14条の工事費、第22条第2項の修繕費、第25条の料金又は第33

条の手数料を指定納期限内に納入しないとき。

- (2) 水道使用者等が、正当な理由がなくて、第26条の検針又は第35条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(全部改正〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(過料)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、1万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第10条第1項の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第18条第2項のメーターの設置、第26条の検針、第35条の検査又は第36条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第25条の料金又は第33条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(全部改正〔平成9年条例35号〕、一部改正〔平成12年条例36号〕)

(料金を免れた者に対する過料)

第38条 市長は、詐欺その他不正の行為によって料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(一部改正〔平成9年条例35号・12年6号〕)

(給水装置の切り離し)

第39条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(一部改正〔平成9年条例35号・30年30号〕)

第40条 削除

(削除〔平成9年条例35号〕)

第6章 貯水槽水道

(追加〔平成15年条例16号〕)

(市の責務)

第41条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(追加〔平成15年条例16号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(設置者の責務)

第42条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(追加〔平成15年条例16号〕)

第7章 補則

(一部改正〔平成15年条例16号〕)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(一部改正〔平成15年条例16号・30年30号〕)

附 則

この条例は、昭和34年4月1日より施行する。

附 則（昭和35年3月28日条例第17号）

この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則（昭和36年7月15日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年7月13日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1中、銀鏡地区簡易水道料金及び量水器使用料については昭和37年6月1日から、並木地区簡易水道料金については昭和37年4月1日から適用する。

附 則（昭和38年6月30日条例第39号）

この条例は、昭和38年7月1日から施行する。

附 則（昭和42年9月30日条例第21号）

この条例は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則（昭和43年6月30日条例第18号）

この条例は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月28日条例第7号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年6月23日条例第28号）

この条例は、事業の廃止について宮崎県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和51年12月27日条例第36号）

改正 昭和52年4月1日条例第18号

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の条例別表第1中1計量制によるもののうち、超過料金については昭和52年5月に算定する料金から適用する。

（追加〔昭和52年条例18号〕）

附 則（昭和52年4月1日条例第18号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年6月29日条例第30号）

この条例は、事業の廃止について宮崎県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和54年3月31日条例第10号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月30日条例第13号）

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

2 改正後の条例別表第1中1計量制によるもの及び2定額制によるものの規定は、昭和56年5月に算定する料金から適用し、昭和56年4月までに算定する料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年6月25日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年7月に算定する料金から適用し、同年6月までに算定する料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年12月26日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年6月に算定する料金から適用し、同年5月ま

でに算定する料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年7月5日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月31日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の西都市簡易水道給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成5年12月22日条例第27号）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年12月26日条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の西都市水道事業給水条例別表第1及び改正後の西都市簡易水道給水条例別表第1の規定は、施行日以降の検針に係る平成8年4月に調定される料金から適用し、同年3月までに調定される料金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日条例第1号）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行し、次項に定めるものを除き、同日前の使用及び占用の許可に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。

2 第2条の改正規定は、改正後の西都市簡易水道給水条例第25条、改正後の西都市水道事業給水条例第24条及び改正後の西都市下水道条例第17条第2項の規定にかかわらず、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月24日条例第35号）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際、改正前の西都市簡易水道給水条例及び西都市水道事業給水条例によってなされた申込み、届出、その他の手続及び承認、審査、検査、工事、その他の処分は、それぞれ改正後の西都市簡易水道給水条例及び西都市水道事業給水条例の相当規定によ

りなされたものとみなす。

附 則（平成12年3月31日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、第3条、第6条、第8条、第11条、第31条及び第35条の改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月22日条例第36号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月28日条例第16号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の西都市簡易水道給水条例の規定は、平成19年7月以後分の料金及び施行日以後に給水装置の使用をやめたときの料金の算定について適用し、平成19年6月以前分の料金及び施行日前に給水装置の使用をやめたときの料金の算定については、なお従前の例による。ただし、施行日以後最初に到来する定例日の属する月が平成19年7月である場合における当該月分の料金の算定については、平成19年6月の定例日から同年7月の定例日まで使用水量を当該月分の使用水量として算定する。

附 則（平成26年3月20日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前から継続して供給している水道若しくは簡易水道又は下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金又は使用料（以下「料金等」という。）の支払を受ける権利が確定するものに係る料金等（施行日以後初めて料金等の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道、簡易水道又は下水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金等を前回確定日（その直前の料金等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて

料金等の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、第2条(第25条ただし書の改正規定に限る。)、第5条(第24条ただし書の改正規定に限る。)及び第17条(第17条第2項ただし書の改正規定に限る。)の規定による改正後の西都市簡易水道給水条例、西都市水道事業給水条例及び西都市下水道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則 (平成28年3月18日条例第15号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月20日条例第30号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第25条関係)

(全部改正〔昭和58年条例22号〕、一部改正〔昭和59年条例26号・平成7年29号〕)

1 水道使用料

種別	料率 用途	基本料金 (1カ月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)
		水量等	料金	
専用給水 装置	一般用	10立方メートル	1,300円	140円
	営業用	10立方メートル	1,400円	150円
	公共用及び事業所用	10立方メートル	1,400円	150円
共用給水 装置		世帯数×10立方メートル	1世帯当たり 1,300円	140円
その他	私設消火栓演習用	1栓につき (1回 5分まで)	1,400円	1分増すごとに180円
	臨時用	1立方メートル	150円	

備考

一般用 営業用、公共用及び事業所用に属しない一般家庭その他に使用するもの

営業用 料理飲食店、醸造業、洗たく業、旅館業、理容業、工場、病院その他営業に使用するもの

公共用及び事業所用 官公署、学校、保育所その他公共施設又は事業所等に使用するもの

臨時用 工事等のため臨時に使用するもの

2 メーター使用料（1か月につき）

口径	料金
13ミリメートル	40円
20ミリメートル	80円
25ミリメートル	90円
40ミリメートル	180円
50ミリメートル	800円
75ミリメートル	1,100円
100ミリメートル	1,300円

別表第2（第33条関係）

（全部改正〔平成28年条例15号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕）

区分		単位	金額	徴収の時期
証明手数料		1件につき	300円	申請のとき
設計 審査 手数料	新設 工事	メーター口径 20ミリメートル以下	1件につき 1,000円	管理者が指定する 日
		メーター口径 25ミリメートル以上40ミリメートル以下	1件につき 1,500円	
		メーター口径 50ミリメートル以上	1件につき 2,000円	
	改造 工事	メーター口径 20ミリメートル以下	1件につき 500円	
		メーター口径 25ミリメートル以上40ミリメートル以下	1件につき 750円	
		メーター口径 50ミリメートル以上	1件につき 1,000円	
工事	新設	メーター口径 20ミリメートル	1件につき 3,000円	管理者が指定する

検査 手数料	工事	トル以下			日
		メーター口径 25ミリメー トル以上40ミリメートル以 下	1 件につき	5,500円	
	改造 工事	メーター口径 50ミリメー トル以上	1 件につき	8,000円	
		メーター口径 20ミリメー トル以下	1 件につき	1,500円	
		メーター口径 25ミリメー トル以上40ミリメートル以 下	1 件につき	2,750円	
		メーター口径 50ミリメー トル以上	1 件につき	4,000円	

別表第3（第33条の2関係）

（追加〔昭和56年条例13号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕）

口径別新設（増口径）工事	摘要
13ミリメートル 30,000円	左記以外は、管理者が定める。
20ミリメートル 50,000円	
25ミリメートル 100,000円	
40ミリメートル 300,000円	

○西都市下水道条例

平成元年 3 月 31 日

西都市条例第 7 号

改正 平成 5 年 12 月 22 日 条例第 27 号
平成 9 年 3 月 31 日 条例第 1 号
平成 10 年 9 月 29 日 条例第 22 号
平成 11 年 3 月 31 日 条例第 11 号
平成 12 年 3 月 31 日 条例第 6 号
平成 12 年 12 月 22 日 条例第 36 号
平成 14 年 9 月 30 日 条例第 38 号
平成 19 年 3 月 23 日 条例第 13 号
平成 19 年 9 月 28 日 条例第 23 号
平成 23 年 12 月 16 日 条例第 30 号
平成 26 年 3 月 20 日 条例第 4 号
平成 26 年 3 月 20 日 条例第 16 号
平成 30 年 12 月 20 日 条例第 30 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 公共下水道

第 1 節 排水設備の設置等（第 4 条—第 9 条）

第 2 節 公共下水道の使用（第 10 条—第 22 条の 2）

第 3 章 都市下水路（第 23 条・第 24 条）

第 4 章 占用（第 25 条—第 28 条の 2）

第 5 章 雑則（第 29 条—第 33 条）

第 6 章 罰則（第 34 条—第 36 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、本市の公共下水道及び都市下水路の設置及び管理並びに使用に関し、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に公共下水道及び都市下水路を設置する。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。
- (2) 公共下水道 下水を排除し、又は処理するために市が設置し管理する下水道で、法第2条第3号に規定するものをいう。
- (3) 都市下水路 下水を排除するために市が設置し管理している下水道で、法第2条第5号に規定するものをいう。
- (4) 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の水域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。
- (5) 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、市が法第9条第1項の規定により供用開始の公示をした区域をいう。
- (6) 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、市が法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により処理開始の公示をした区域をいう。
- (7) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- (8) 除害施設 悪質下水による障害を除去するための施設で法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (9) 特定事業場 特定施設を設置する工場又は事業場で法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (10) 管きよ 排水管又は排水きよをいう。
- (11) 公共ます 排水設備から排除される下水を受けるますをいう。
- (12) 使用者 下水を公共下水道に排除して、これを使用する者をいう。
- (13) 使用月 下水道使用料徴収のため、便宜上区分されたおおむね1月の期間をいう。
- (14) 水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。
- (15) 給水装置 水道法第3条第9項に規定する給水装置をいう。
- (16) 悪質下水 下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第9条

第1項第4号に該当する水質又は令第9条の10、令第9条の11第1項第3号若しくは第6号若しくは第2項第1号から第5号までに定める基準に適合しない水質の下水をいう。

(一部改正〔平成26年条例16号〕)

第2章 公共下水道

第1節 排水設備の設置等

(排水設備の設置)

第4条 公共下水道の供用が開始された場合においては、法第10条第1項に規定する公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、排水設備を設置しなければならない。ただし、下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(排水設備の接続方法及び内径等)

第5条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあっては公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあってはます等で雨水を排除すべきものに固着させること。
- (2) 排水設備を公共ます等で固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で管理者が定めるところによること。
- (3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによる。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。その場合の排水管の勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、100分の3以上とする。

排水人口(単位人)	排水管の内径 (単位ミリメートル)	排水管の勾配
150未満	100以上	100分の2.0以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上

500以上	200以上	100分の1.2以上
-------	-------	------------

(4) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによる。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。その場合の排水管の勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、100分の3以上とする。

排水面積 (単位平方メートル)	排水管の内径 (単位ミリメートル)	排水管の勾配
200未満	100以上	100分の2.0以上
200以上400未満	125以上	100分の1.7以上
400以上600未満	150以上	100分の1.5以上
600以上1,500未満	200以上	100分の1.2以上
1,500以上	250以上	100分の1.0以上

(一部改正〔平成10年条例22号・30年30号〕)

第6条 削除

(削除〔平成10年条例22号〕)

(排水設備等の計画の確認)

第7条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設(以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令に適合するものであることについて、管理者が定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して管理者に提出し、その確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更については、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって確認を受けたものとみなす。

(一部改正〔平成10年条例22号・30年30号〕)

(排水設備等の工事の検査)

第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関す

る法令の規定及び管理者が定める基準に適合するものであることについて、検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定及び管理者が定める基準に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

3 前項の検査済証の様式は、管理者が定める。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(排水設備等の工事の実施)

第9条 排水設備等の新設等の工事(管理者が定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し管理者が定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が専属する業者として管理者が定めるところにより管理者が指定したもの(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。

2 前項の指定工事店について必要な事項は、管理者が別に定める。

(一部改正〔平成10年条例22号・30年30号〕)

第2節 公共下水道の使用

(代表者)

第10条 同一の排水設備を共同で使用する使用者は、代表者を選任し、管理者に届け出なければならない。代表者の変更があった場合もまた同様とする。

2 代表者は、排水設備の設置、管理、諸届出その他について使用者を代表する。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第11条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき五日間に600ミリグラム未満

(3) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第1号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7

を超え8.7未満」と、同項第2号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第3号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」とする。

- 3 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、当該下水について第1項各号に掲げる項目に関し当該各号に定める水質（前項の規定が適用される場合にあつては、同項に定める水質）より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る第1項に規定する水質の基準は、前2項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

（一部改正〔平成12年条例36号〕）

（除害施設の設置）

第12条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。

- （1） 温度 45度未満
- （2） 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- （3） ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- （4） 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

第12条の2 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。

- （1） 令第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
- （2） 温度 45度未満
- （3） 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- （4） 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- （5） 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
- （6） ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(7) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。)当該排水基準に係る数値

- 2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第2号中「45度未満」とあるのは「40度未満」と、同項第3号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第4号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第5号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」とする。

(除害施設管理責任者の選任届)

第13条 除害施設の設置者は、管理者が定める当該除害施設の維持管理に関する業務を担当させるため、除害施設を設置した日から7日以内に除害施設管理責任者を選任しなければならない。

- 2 除害施設の設置者は、除害施設管理責任者を選任又は変更したときは、選任し、又は変更した日から5日以内に管理者が定めるところにより、管理者に届け出なければならない。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(し尿の排除の制限)

第14条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

(使用開始等の届出)

第15条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、若しくは現に休止しているその使用を再開したとき、又は名義を変更したときは、当該使用者は、管理者が定めるところにより、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除するため公共下水道を使用する場合はこの限りでない。

- 2 法第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をしたものとみなす。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(悪質下水の排除の開始の届出)

第16条 使用者は、悪質下水の排除を開始しようとするときは、あらかじめ、当該悪質下水の量及び水質を管理者が定めるところにより管理者に届け出なければならない。

- 2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あら

かじめ管理者が定めるところにより、管理者に届け出なければならない。

3 前条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(下水道使用料の徴収)

第17条 管理者は、公共下水道に汚水を排除する使用者から毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、下水道使用料を徴収する。

2 前項の下水道使用料は、使用者ごとに別表第1の表を適用して得た額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えて得た額とする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。

3 使用月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止し、若しくは休止しているその使用を再開したときの一般汚水(浴場汚水(公衆浴場法施行条例(平成15年宮崎県条例第14号)第2条第1号に規定する一般公衆浴場又は同条第2号に規定する特殊公衆浴場から公共下水道に排除される汚水をいう。)以外の汚水で公共下水道に排除されるものをいう。以下同じ。)に係る下水道使用料の算定及び徴収の方法は、西都市水道事業給水条例(昭和48年西都市条例第40号)に規定する料金の算定及び徴収の方法の例による。

4 下水道使用料の徴収方法は、西都市水道事業給水条例に規定する水道料金の徴収の例による。

5 下水道使用料は、毎使用月の翌々月末までに納入しなければならない。

6 前2項の規定にかかわらず、管理者が必要と認める場合は、随時に徴収し、又は概算により前納させることができる。

(一部改正〔平成9年条例1号・14年38号・19年13号・26年4号・16号・30年30号〕)

(排除汚水量の算定方法)

第18条 使用者が排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)の算定方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合 水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同して使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の態様を勘案して、管理者が認定する。

(2) 水道水以外の水を使用した場合及び水道水以外の水と水道水を併用して使用した場合 管理者が定めるところにより管理者が認定する水量とする。ただし、前条第3項に規定する場合における一般汚水の量は、当該水量を日割り計算して算出した水量とする。

(3) 製氷業その他の営業等で、その営業等に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合 前2号の規定にかかわらず、管理者が、使用者に毎使用月ごと、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告をさせ、その申告の記載を勘案して認定する。

2 使用者が水道水のみを使用して汚水を排除している場合において、新たに水道水以外の水を使用して汚水を排除するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。水道水以外の水を使用して汚水を排除している場合において、排除汚水量の認定方法又は既に認定を受けている排除汚水量に変更を生ずるときも同様とする。

3 管理者は、排除汚水量の算定をするために、計測装置を貸与し、適当な場所に設置させることができる。この場合において、使用者は、故意又は過失によって計測装置を損傷し、又は失ったときは、直ちに、管理者に届け出てその損害を賠償しなければならない。

(一部改正〔平成14年条例38号・30年30号〕)

(計測装置使用料及び設置工事費の負担義務)

第19条 前条第3項の規定により計測装置を設置した場合は、計測装置使用料を使用者から徴収し、計測装置使用料の額の算定は、西都市水道事業給水条例に規定する水道メーター使用料の例による。

2 計測装置の設置工事費は、使用者負担とする。

3 計測装置使用料は、毎使用月の翌々月末までに納入しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、管理者が計測装置の設置の必要を認めた場合については、この限りでない。

(一部改正〔平成19年条例13号・30年30号〕)

(資料の提出)

第20条 管理者は、下水道使用料及び計測装置使用料(以下「使用料」という。)を算定するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(一部改正〔平成19年条例13号・30年30号〕)

(行為の許可)

第21条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添

付して管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

(1) 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図

(2) 物件の配置及び構造を表示した図面

2 前項の申請書の様式は、管理者が定める。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(許可を要しない軽微な変更)

第22条 法第24条第1項の規定による条例で定める軽微な変更とは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で前条の規定による許可を受けて設けたもの（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同条の規定による許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により軽微な変更をしようとする場合に準用する。

(区域外下水の排除)

第22条の2 管理者は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、排水区域外の下水を公共下水道に排除することを許可することができる。

2 前項の規定により許可を受けた者に対しては、この条例の規定を適用する。

(追加〔平成23年条例30号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

第3章 都市下水路

(都市下水路の準用)

第23条 前2条の規定は、都市下水路における法第29条に規定する行為の制限等について準用する。この場合において、「法第24条第1項」とあるのは「法第29条第1項」と読み替えるものとする。

(特定排水施設の確認)

第24条 法第30条に規定する排水施設を設置しようとする者は、令第21条及び令第22条の規定に適合するものであることについて、管理者が定めるところにより申請して、管理者の確認を受けなければならない。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

第4章 占用

(占用の許可)

第25条 公共下水道又は都市下水路の敷地若しくは排水施設に物件（以下この章において

「占有物件」という。)を設け、継続して占有しようとする者は、管理者が定めるところにより、管理者の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について第21条又は第23条の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可を受けたものとみなす。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(占有料)

第26条 市は、前条の規定による占有の許可を受けた者(以下「占有者」という。)から占有料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占有物件については、この限りでない。

- (1) 公共下水道又は都市下水道に下水を排除することを目的とする占有物件
- (2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占有物件
- (3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る占有物件
- (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件

2 前項の占有料の額の算定及びその徴収の方法については、西都市道路占有料に関する条例(昭和40年西都市条例第6号)の規定を準用する。

(一部改正〔平成19年条例23号〕)

(許可の取消し等)

第27条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、占有の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止若しくは原状に回復することを命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく企業管理規程又は許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 管理上又は公益上やむを得ないと認めたとき。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(原状回復)

第28条 占有者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると管理者が認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、前項ただし書の場合には、占有者に対して必要な措置をとることを指示することができる。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(改善命令)

第28条の2 管理者は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(追加〔平成10年条例22号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

第5章 雑則

(手数料)

第29条 管理者は、別表第2に掲げる手数料を申請者から申請の際徴収する。

2 既納の手数は返還しない。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(使用料等の減免)

第30条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例に規定する使用料、占用料又は手数料を減免することができる。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(延滞金等)

第31条 管理者は、第17条第5項の納付期日までに使用料を納付しない者があるときは、西都市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和40年西都市条例第19号)の規定を準用する。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(公共下水道付近の掘削)

第32条 公共下水道の管きよの付近で掘削工事等を行おうとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の工事等を行う者に対し、公共下水道の管きよの機能を維持し、又はその構造を保全するために必要な指示をすることができる。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(委任)

第33条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

第6章 罰則

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料を科する。

- (1) 第7条第1項又は第2項の規定による確認を受けずに排水設備等の工事を実施した者
- (2) 第8条第1項、第13条第2項、第15条第1項、第16条第1項若しくは第2項、第21条第1項又は第24条の届出を怠った者
- (3) 第9条第1項の規定に違反して工事を実施した者
- (4) 第11条、第12条、第12条の2又は第14条の規定に違反した者
- (5) 第20条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (6) 第21条第1項又は第25条の許可を受けなかった者
- (7) 第28条第2項又は第28条の2の規定による指示に従わなかった者
- (8) 第7条第1項若しくは第2項、第21条第1項、第22条第1項若しくは第24条の規定による申請書若しくは書類又は第13条、第15条第1項、第16条第1項若しくは第2項若しくは第20条の規定による届出書に不実の記載をした申請者又は届出者
(一部改正〔平成10年条例22号〕)

第35条 詐欺その他不正の行為により使用料、占用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(一部改正〔平成12年条例6号〕)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても本各条の過料を科する。

附 則

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年12月22日条例第27号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日条例第1号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行し、次項に定めるものを除き、同日前の使用及び占用の許可に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。
- 2 第2条の改正規定は、改正後の西都市簡易水道給水条例第25条、改正後の西都市水道事業給水条例第24条及び改正後の西都市下水道条例第17条第2項の規定にかかわらず、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料

金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年9月29日条例第22号）

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の西都市下水道条例別表第1の規定は、施行日以降の検針に係る平成11年7月に調定される料金から適用し、同年6月までに調定される料金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、第3条、第6条、第8条、第11条、第31条及び第35条の改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月22日条例第36号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年9月30日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の西都市下水道条例の規定は、平成19年7月以後の使用月の使用料及び施行日以後に公共下水道の使用を休止し、又は廃止したときの使用料の算定について適用し、平成19年6月以前の使用月の使用料及び施行日前に公共下水道の使用を休止し、又は廃止したときの使用料の算定については、なお従前の例による。ただし、施行日以後最初に到来する定例日（西都市水道事業給水条例第25条に規定する定例日をいう。以下この項において同じ。）の属する月が平成19年7月である場合における当該使用月の使用料の算定については、平成19年6月の定例日から同年7月の定例日までの使用者が排除した汚水の量を当

該使用月の使用者が排除した汚水の量として算定する。

附 則（平成19年9月28日条例第23号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。（後略）

附 則（平成23年12月16日条例第30号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前から継続して供給している水道若しくは簡易水道又は下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金又は使用料（以下「料金等」という。）の支払を受ける権利が確定するものに係る料金等（施行日以後初めて料金等の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道、簡易水道又は下水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金等を前回確定日（その直前の料金等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金等の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、第2条（第25条ただし書の改正規定に限る。）、第5条（第24条ただし書の改正規定に限る。）及び第17条（第17条第2項ただし書の改正規定に限る。）の規定による改正後の西都市簡易水道給水条例、西都市水道事業給水条例及び西都市下水道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成26年3月20日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月20日条例第30号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第17条関係）

（一部改正〔平成11年条例11号・14年38号〕）

種別	区分	汚水量	金額
一般汚水	基本使用料	8立方メートルまで	1,300円
	従量使用料	8立方メートルを超える部分	1立方メートルにつき140円
浴場汚水	従量使用料		1立方メートルにつき32円

別表第2（第29条関係）

（全部改正〔平成10年条例22号〕）

種類		金額
排水設備等指定工事店登録手数料	新規	1件につき 10,000円
	更新	1件につき 5,000円
排水設備等工事責任技術者登録手数料	新規	1件につき 3,000円
	更新	1件につき 2,000円
排水設備等指定工事店証再交付手数料		1件につき 2,500円
排水設備等工事責任技術者証再交付手数料		1件につき 2,000円
各種証明手数料		1件につき 300円

○西都市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例

平成7年3月27日

西都市条例第4号

改正 平成9年3月31日条例第13号

平成10年9月29日条例第22号

平成12年3月31日条例第6号

平成14年9月30日条例第39号

平成19年3月23日条例第12号

平成30年12月20日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、農業集落における生活環境の改善及び農業集落排水の水質保全を図るため、農業集落排水処理施設（以下「排水処理施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成30年条例30号〕）

(設置等)

第2条 本市に農業集落排水処理施設（以下「排水処理施設」という。）を設置する。

2 排水処理施設の名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 し尿及び生活雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊排水を除く。）をいう。
- (2) 排水処理施設 汚水を排除するために設ける排水管、排水きょその他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して汚水を処理するために設ける処理施設及びこれらの施設を補完するために設けるポンプ施設その他の施設をもって構成するものをいう。
- (3) 処理区域 汚水を排水処理施設により処理することができる地域で、次条の規定により告示された区域をいう。
- (4) 排水設備 家屋（事業所を含む。）から排除される汚水を排水処理施設に流入させるために必要な排水管、排水きょその他の排水施設（屋内の排水管並びにそれに固着する流し、浴槽及び洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。）

をいう。

(5) 使用月 排水処理施設使用料徴収のため、便宜上区分されたおおむね1月の期間をいう。

(6) 水道水 西都市水道事業給水条例(昭和48年西都市条例第40号)第2条及び西都市簡易水道給水条例(昭和34年西都市条例第10号)第3条に規定する給水装置を使用して給水する水をいう。

(一部改正〔平成19年条例12号〕)

(処理開始の告示等)

第4条 下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、排水処理施設により汚水の処理を開始しようとするときは、あらかじめ、汚水の処理を開始すべき日、汚水を処理すべき区域その他必要な事項を告示しなければならない。告示した事項を変更しようとするときも同様とする。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(排水設備の設置等)

第5条 排水処理施設による汚水の処理が開始された場合においては、処理区域内の建築物の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、排水設備を設置し、汚水を排水処理施設に排除しなければならない。

2 排水設備の設置及び構造については、下水道法(昭和33年法律第79号)、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)、西都市下水道条例(平成元年西都市条例第7号)その他の法令に規定する基準の例による。

3 し尿を排水処理施設に排除しようとする者は、水洗便所(排水管が排水処理施設に連結されたものに限る。)によってこれをしなければならない。

(排水設備の計画の確認)

第6条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、当該新設等に係る計画が前条第2項の基準に適合するものであることについて、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の確認を受けた者は、当該確認に係る計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更をする場合については、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって確認を受けたものとみなす。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(排水設備の工事の検査)

第7条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が第5条第2項の基準に適合しているものであることについて、検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による検査をした場合において、当該検査に係る排水設備が第5条第2項の基準に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(排水設備の設計及び工事の実施)

第8条 排水設備の新設等の工事(管理者が定める軽微な工事を除く。)は、排水設備の工事に関し管理者が定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が専属する業者として管理者が定めるところにより管理者が指定したもの(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。

(一部改正〔平成10年条例22号・30年30号〕)

(使用開始等の届出)

第9条 排水処理施設を使用する者(以下「使用者」という。)が排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(排水処理施設使用料)

第10条 管理者は、使用者から毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、排水処理施設使用料を徴収する。

2 排水処理施設使用料の額及び徴収方法については、西都市下水道条例による下水道使用料の額及び徴収方法の例による。

(一部改正〔平成19年条例12号・30年30号〕)

(汚水量の算定方法)

第11条 使用者が排除した汚水の量の算定方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合 水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同して使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の態様を勘案して、管理者が認定する。

(2) 水道水以外の水を使用した場合及び水道水以外の水と水道水を併用して使用した

場合 管理者の定めるところにより管理者が認定する水量とする。

(3) 製氷業その他の営業等で、その営業等に伴い使用する水の量が排水処理施設に排除する汚水の量と著しく異なる場合 前2号の規定にかかわらず、管理者が、使用者に毎月ごと、その使用月に排水処理施設に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告をさせ、その申告の記載を勘案して認定する。

2 管理者は、前項の規定による算定をするために必要があると認めたときは、汚水量の算定をするために計測装置を貸与し、適当な場所に設置させることができる。この場合において、使用者は、故意又は過失によって計測装置を損傷し、又は失ったときは、直ちに管理者に届け出てその損害を賠償しなければならない。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(計測装置使用料及び設置工事費の負担義務)

第12条 前条第2項の規定により計測装置を設置した場合は、計測装置使用料を使用者から徴収し、計測装置使用料の額の算出は、西都市下水道条例第19条第1項の規定を準用する。

2 計測装置の設置工事費は、使用者負担とする。

3 計測装置使用料は、毎使用月の翌々月末までに納入しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、管理者が計測装置の設置の必要を認めた場合については、この限りでない。

(一部改正〔平成19年条例12号・30年30号〕)

(使用料の減免)

第13条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、排水処理施設使用料及び計測装置使用料(以下「使用料」という。)を減免することができる。

(一部改正〔平成19年条例12号・30年30号〕)

(資料の提出)

第14条 管理者は、使用料を算定するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(監督処分)

第15条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によってした処分を取り消し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他必要な措置を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく企業管理規程に違反している者

- (2) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による処分を受けた者
(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。
(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(過料)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条第3項の規定に違反した者
- (2) 第6条第1項又は第2項の確認を受けないで、排水設備の工事を実施した者
- (3) 第6条第1項若しくは第2項の確認に係る書類、同条第2項ただし書若しくは第9条の規定による届出に係る書類又は第14条の資料で不実の記載のあるものを提出した者
- (4) 排水設備の新設等を行って、第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- (5) 第8条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者
- (6) 第9条の規定に基づく届出を怠った者
- (7) 第14条の規定に基づく資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (8) 第15条の規定による管理者の命令に違反した者

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

第18条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(一部改正〔平成12年条例6号〕)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても本各条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(西都市下水道事業運営審議会条例の一部改正)

2 西都市下水道事業運営審議会条例(昭和62年西都市条例第25号)の一部を次のように改

正する。

(次のよう略)

(西都市農業集落排水事業運営審議会条例の廃止)

- 3 西都市農業集落排水事業運営審議会条例(平成6年西都市条例第4号)は、廃止する。

(西都市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 西都市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年西都市条例第18号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成9年3月31日条例第13号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年9月29日条例第22号)

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、第3条、第6条、第8条、第11条、第31条及び第35条の改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則(平成14年9月30日条例第39号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の西都市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の規定は、平成19年7月以後の使用月の使用料及び施行日以後に排水処理施設の使用を休止し、又は廃止したときの使用料の算定について適用し、平成19年6月以前の使用月の使用料及び施行日前に排水処理施設の使用を休止し、又は廃止したときの使用料の算定については、なお従前の例による。ただし、施行日以後最初に到来する定例日(西都市水道事業給水条例第25条に規定する定例日又は西都市簡易水道給水条例第26条に規定する定例日をいう。以下この項において同じ。)の属する月が平成19年7月である場合における当該使用月の使用料

の算定については、平成19年6月の定例日から同年7月の定例日までの使用者が排除した汚水の量を当該使用月の使用者が排除した汚水の量として算定する。

附 則（平成30年12月20日条例第30号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（全部改正〔平成9年条例13号〕、一部改正〔平成14年条例39号〕）

名称	位置
西都市黒生野地区農業集落排水処理施設	西都市大字黒生野・大字岡富地区内
西都市三財川南地区農業集落排水処理施設	西都市大字上三財・大字下三財地区内
西都市岩崎地区農業集落排水処理施設	西都市大字藤田・大字下三財・大字上三財・ 大字荒武地区内